

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開催挨拶

司会者：京都地方裁判所第2刑事部で裁判長をしております伊藤寿と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身も京都地裁に参りましたのは、昨年3月で、1年まだ経っておりませんが、いろいろと京都の大変難しい事件を担当させていただきました。ぜひこの京都地裁で御経験なされた皆様の率直な御意見を承って、より良い裁判員制度にしたいと思っております。本日はこちらに集まっていただきまして本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、法曹関係者の自己紹介をお願いします。

裁判官：第3刑事部の柴山と申します。本日は非常にいい機会だと思っておりますので、遠慮せずに忌憚のない意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

検察官：京都地方検察庁の検事の天川と申します。私ども、なかなか裁判員の方々と直接お話しするということができないので、ここが良くなかったとか、こうしてほしいとか思われることもいろいろ伺えたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士：京都弁護士会の弁護士、石川と申します。我々当事者にとっては裁判員の皆さんが実際に審理をされたとき、どういうふうにお感じになったのかを直接聞ける機会というのは非常に貴重なものです。今日は我々にとっても勉強になるお話をいただけるものと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2 裁判員を経験した感想等

司会者：さて、ここから先は中身に入りますが、まずは、みなさんから一言御挨拶いただけたらと思います。1番の方から、今日参加していただいたきっかけでも

結構ですし、何か一言お願いできますでしょうか。

裁判員経験者 1：初めて裁判員制度に接することになり、どうかなと思っていたのですが、普段できない経験をさせていただきました。出席した後はニュースで出てくる裁判について、そういう量刑だったのかとか、重いとか軽いとか、そういうことについて関心を持つようになったと思っております。

司会者：2番の方、お願いしてもよろしいですか。

裁判員経験者 2：一昨年に通知が自宅に来まして、何カ月か経過した後に招集がかかったんですけども、私も認識不足でしたが、招集がくれば全員が裁判員として参加できるというふうに実は思い込んでいました。来たら最終審査をするということでしたが、審査の基準がどうなのか疑心暗鬼を抱きながら、手続に参加していました。最終的には選んでいただいて裁判を迎えました。

私の意見は、もっと分かりやすいように御案内されたらどうかなということですが、裁判員に選ばれなかった十数名の方は、本当に短時間で帰宅するわけですが、その人にとってその1日がすごく大切であることに注意されたらどうかなということですが、余談ですが大阪で裁判員裁判に参加した僕の友人は、選任から漏れたんですけども、その後、係の人が館内を案内してくれて、そういう現場を勉強して帰られたというようなことを聞きました。京都ではどうされているのかなというふうに思いながら、その彼の話を聞いておりました。

司会者：3番の方、お願いできますか。

裁判員経験者 3：この部屋は選任された部屋で思い出深く、待ち時間に三手詰めの50問を解き切ったと私のメモに書いてあるので、結構時間があっただと思います。あのあたりに座っていて、選ばれたときに声には出さなかったですけど、心の中でよっしゃと思いました。その後ちょっとネガティブな手元のメモが残っていて、最終的に今、制度そのものに対するあんまりポジティブな思いはないです。1年経ったので、その振り返りも含めて今日は参加させていただきました。

司会者：後ほどまた御意見いただきたいと思います。4番の方、何か参加のきょうかけのようなものがありましたらお願いします。

裁判員経験者4：普通であれば経験できないようなことを経験させていただきまして、貴重な経験になったなというふうに感じております。皆さん方が一体どういう思いで裁判員を経験されたのかというふうなお話を伺えればという思いで参りました。

2カ月ちょっとぐらいの結構長い裁判で、本当にドラマをばらばらで見ているような形で、進行していったらこういう話なんだというのが見えてくる形で、あらかじめどういような心構えで挑めばよいか説明があれば、よりよい有意義な形で参加させていただけたのかなと感じておりました。

司会者：後ほどまたお気持ちをお伺いしたいと思います。では5番の方お願いいたします。

裁判員経験者5：今回、裁判員に参加させていただいて、会社の総務にこういう通知が来たのでどうしましょうかと相談したら、社会貢献なので行ってきてくださいというふうに言われて参加させていただきました。裁判員を経験させていただいて、先ほど皆さんもお話ししたように、選任される時に、私と同じ年代ぐらいの人が少ないなと思ったんです。多分書類は来てるけど当日来られてない人も多いんじゃないかなと思いました。私も会社から言われなかったら、確かに参加しなかったかもなと思わないでもなかったもので、広い世代から意見をとらないと、裁判員裁判をやる意味がないかなと個人的には思っております。それぞれの世代の意見を集約して一つの判決ないし結論にすることが大事だと思いますので、参加できるものには参加しておいたほうが良いと思いましたので、今日は来させていただきました。よろしくお願いします。

司会者：6番の方、よろしくお願いたします。

裁判員経験者6：私が参加した裁判の時も、実際他の裁判員の方とも電車で帰ると

きとか一緒になつたりすることがあって、その時に個人の意見や感想を話したことがありました。他の裁判員を経験された方がどういうお考えをもっておられるのかとか、あとは自身がこういう場に参加させていただくことで、自身の司法に関わる経験にしてみたいなという思いがありましたので今回参加させていただきました。

司会者：7番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者7：裁判員裁判の最後の判決が終わった後に、この企画の御案内をいただいて、私の仕事が木曜日休みだったので、いろんな巡り合わせで参加させていただきました。それだけではなくて、日常が家と仕事の往復でたまに喫茶店行くぐらいの3カ所ぐらいの生活なので、似たような人たちの似たような価値観で生きてるなという気持ちがありましたので、裁判員をしていたときもそうでしたが、こういう場はお金を払っても得られないチャンスで、いろいろ勉強してまた自分の幅を広げたいと思いましたので参加しました。

司会者：皆さん本当にいろんなお気持ちで集まっていたで大変ありがたいと思っております。厳しい御意見も含めてぜひ御意見を承っていきたく思いますのでよろしくをお願いします。

3 分かりやすい手続・審理・評議の在り方〈選任手続〉

司会者：ここから先は手続の流れに沿って御感想や御意見をお聞きしていきたいと思っております。最初は選任手続についてぜひ御意見をお聞きしたいと思っております。

私たちは裁判員制度は非常によい制度だと思っています。ただ、限られた人や似たような人ばかりで組むのではなくて、いろいろな方に来ていただいて、そのいろいろな方の御意見を聞くことが大事だと思っています。そのためにも、多くの方に参加しやすいようにするためにはどうしたらよいかという大きな問題意識を持っています。

これまでも意見交換会の御意見を踏まえて、例えば、最初は短い日数のほうが

よいかなど思ってかなり詰め込んだ日数でお示ししたら、そのほうがいい方ももちろんいらっしゃるでしょうけれども、途中で休みがないと困る方や、最初の段階で100%完璧にスケジュールを調整して臨んだのはいいけれど、選任されなかったときに結局無駄な作業をさせてしまって、仕事に戻るためにまた一苦労しなくてはいけないなど、いろいろなことがあります。かといって長々と週に2日ぐらいずつやっていったら、それこそいつ終わるかわかりません。いろいろ考えて、選任の日から1日か2日、間をあけて、その期間に日程調整を仕上げてもらって始めようかというものもあります。これはいろいろな意見交換の成果で、これでよいのかとか、いやもっといい方法があるとか、これからもいろんな御意見をお聞きして絶えず見直さなければなりません。

多くの事件では裁判員6人に加えて2人の補充裁判員が選ばれることとなります。当日辞退を申し出る方もいらっしゃいますし、検察官と弁護人がそれぞれ最大5名ずつ候補者から外れていただく方を申し出ることができるので、実際に選ばれる人よりも大目に来てもらわなくてはならないところがどうしてもあります。ただそういったことの宣伝が十分でないのではないかという御意見がありました。きちんと説明すれば分かっていたいただけるかもしれないけども、その情報が出てこないということもあるので、そういった点について、ぜひこの機会に率直な御意見や御感想がありましたらお願いしたいと思っています。

裁判員経験者7：イメージとしては、やっぱりちょっと決まった日とその実際に出席する日はできるだけあけてほしいなという気持ちが僕は強かったですね。というのは、職場ではシフト制みたいなのところがあって、月の中旬とかせめて下旬とかぐらいに選任の日で、ちょっと飛んで次の月の中旬ぐらいから始まるようにしてほしいです。

司会者：選任関係、今のスケジュールの立て方も含めてぜひ他の方からも御意見をいただきたいと思います。

裁判員経験者 6：私も会社勤めをしています。まず最初に封筒がきた時点で、ちょっと早いけど会社にとっておくべきかどうか悩んだのですが、結局その選任の抽選の日の1週間ぐらい前になって言いました。会社には連絡したのですが、やっぱり会社の中でも今まで裁判員に選ばれた人がいなくて、そもそも制度自体も誰も余り詳しくないような状態ですので、いきなり言われてもみたいな雰囲気が少しありました。ただ理解していただいて行っておいでみたいな感じで送り出してはもらったんですが、調整作業は二度手間、三度手間の、選任から漏れた場合はもう大丈夫でしたみたいなことを言わなきゃいけないので、会社の手続という面で行くと、何かしら改善があってもいいのかなという気はしました。

あとはそれぞれの職場で、どれだけ情報が浸透しているのかなというところも疑問に思ったところです。同じ裁判を担当した裁判員の人も、会社で調整するとき初めて例だったので手続に苦労したという意見もあったので、もうちょっと周知の方法というか事業所なり会社なりに浸透すれば、もう少し参加しやすい制度になるのではないかという気がします。

司会者：今のお話ですと、候補者の方から人事なり総務なりに説明しなくちゃいけないくて、無用な負担を候補者の方にかけてるんじゃないか。事業所の総務や人事の方に具体的な事情を説明するなり制度の告知や周知をするなりといったことを、裁判所の方でもうちょっとしっかりしてくれないかという御意見ですよ。

裁判員経験者 6：そうですね。そもそも会社の手続自体も初めてやるから、さあどうしようみたいなところから始まったので、そういうところが結構多いんじゃないかなという気はします。

司会者：すごく大きな問題に結びつく貴重な御意見だと承ります。ありがとうございます。ほかの方もぜひ選任関係について御意見いただけたらと思います。

裁判員経験者 3：呼出状が届いて、やる気満々だったので、選ばれてもいいように全部段取りを組もうと思っていました。特別休暇も使えましたし、有給休暇もも

ちろん使えました。あらかじめ予定を組んで、全部で選任手続合わせて12日間、裁判所に来させてもらったんですけど、休務日、特別休暇、裁判員裁判のための特別休暇をバランスをとって割り振って、選ばれるつもりで、そのときはやる気満々でした。

司会者：今のお話に含まれている非常に大事な点、気づかされた点で、裁判の予定の日をお伝えするのなら、できるだけ早く余裕をもってお伝えすべきなんですよ。他の方で選任に関して御意見ありましたらぜひお願いします。

裁判員経験者4：ちょうど60歳になって会社を定年退職する年に当たっております、候補者に選ばれましたという通知が来たときには、まだ社員だったんですけども、総務のほうに言いましたら、「大丈夫です。今まで候補者になった方はいますけども、実際に裁判員を務めた方はいませんので、あなたも大丈夫でしょう。」というふうな言い方をされました。定年退職になって、そのまま非常勤講師というような形で同じ会社ではあるんですけども、立場が変わっちゃいましたので休んでも有給休暇とかお給料の面での保証がなく、時間や日によりますが7時ごろから中学生の授業が始まりますが、朝から裁判所に伺って、夜の授業は担当できるということで、ちょっとしんどい時期が続いたなというようなところもあります。あとは、やっぱり小学生の授業とか担当できない分、やはり収入の面とかちょっと減っちゃったりとかいうようなことで、本当にいろんな立場の方がこれだけ多様化した社会の中ですので、いらっしゃるところをちょっと配慮していただくような、誰でも参加しやすいような制度を整えていただければと感じます。

司会者：ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者5：私は営業職なので、時間がすごく融通が利くこともあって参加しやすかったです。それこそどれだけ外にいてもパソコンとモバイル機器があるとどこでも仕事できるので、夜パッと広げて検討しておけば、あとは携帯電話があ

って電話すればどうにかなります。社内でも、裁判員になったことについて、感想を聞かれたのですが、選ばれてすごくいい経験だったよという話をしたら、みなさん選ばれたら行きたいなと言うんですね。でもやっぱり会社の中でずっと働いてるような方たちはちょっと行きづらいなど。5日間とか1週間の拘束となるとちょっと空けられない。私はそれこそ最近いわゆるテレワークみたいな感じで、どこでも仕事ができるような状況にされてるので、参加できるんですけども、これから日本の社会がどんどん変わっていけば、私ぐらいの世代の人間はどんどん参加しやすくなるんじゃないかなというふうには思います。

司会者：やっぱりいろいろ変わってきているんですね。では、2番の方、よろしくをお願いします。

裁判員経験者2：すごく公平で最終的にはバランスのいい選任であったなというのが感想です。先ほども言いましたけども、その選任した基準がまたどこにあるのかなという点については答え出ないと思うんですよね。今振り返ると、事案の概要をこの段階で紹介されて、関係者の方は辞退してくださいと言われてました。その後、面接をして、最後は抽選になりますと言われて、面接会場に行きました。面接では一言もしゃべっていませんが帰ってきましたら、選任の結論が出ていました。私なりに思ったのが、もし仮に選任に落ちたら、僕のどこに落ち度があったのか、仮に受かったら、私のどこにそういう特異性があったのかなと気になりました。

裁判官：選任については、先ほど言われたとおり、抽選で決まりますので、全くこちらがどうこうする余地はありません。何人か20人ぐらい集まっていたら、私難しいんですとか、この事件を個人的に知ってますという方はそれは自動的に外れていただいて、補充裁判員を2名にする場合は、検察官と弁護人がそれぞれ最高5人まで除外することはできます。そうすると多分十何人か残りますよね。それからはもう純粹に抽選ですので、私たちが何か作為する余地は全くないです。

本来は皆さんの前で、抽選をできればいいんですけども、なかなか難しいので、抽選した結果をお知らせしてありますが、純粹に抽選で決まっています。面接では、7、8人ぐらいのグループで質問室に来てもらって、皆さん参加できますか、大丈夫ですかねで終わってしまうこともあるのですが、その場で、こちらから裁判員を選ぶということではなくて、都合がつかない方はいらっしゃいますかということを確認する程度です。

裁判員経験者 2：よく理解できました。

司会者：ありがとうございます。誤解が解けてよかったです。選任手続は本当に大事なところなのでまだまだお聞きしたいんですけども、ほかのこともぜひお聞きしたいと思いますので次のテーマに進むことにします。

4 分かりやすい手続・審理・評議の在り方<証拠調べ>

司会者：これから審理についてお尋ねしようと思っています。審理に関しては事前の質問として、例えば証拠調べについて、こういう証拠が本当は欲しかったのにどうして出なかったんだろうというお尋ねがあったり、書類の証拠については書類じゃなくて直接その証人を聞いたかったことはありませんかとか、証拠が多過ぎなかったのか少な過ぎなかったのかなど、後ほど一つずつ聞いていこうと思います。

まずは、何かこういった証拠が欲しかったとか、証拠書類じゃなくて証人で聞いたかったとか、そういった証拠、証人の数や量の適切さについて、もしお考えがあればぜひお聞きしたいと思います。いかがだったでしょうか。

それぞれの事件で違いますから一概に言えないと思いますが、どうしても皆様に分かりやすくするということが裁判員裁判の大事な目標の一つです。その適切な量というのを知りたいので、ぜひ御感想をお願いしたいと思います。

裁判員経験者 1：裁判の中で鍵を握るキーマンというのが結構出てきてまして、ある事柄については、憶測でしか理解することのできないようなこともありました

ので、キーを握るキーマンに関しては、証言していただくことができないのかなというふうに思いました。

司会者：実際に来ていただいて証人になれば直接話を聞けるし、疑問点があればお尋ねできますもんね。御経験なされた事件でのキーマンというのは、どういう方でしたか。

裁判員経験者 1：被告人に直接影響を与えているような方でしたので、その方が最初から最後まで関係しているということで出てきていて、それが文書でしか表されてなかったということもありまして、そういう方に関しては実際に来ていただいて、ちょっと分からないところについては尋ねたりとかできると、さらに踏み込んだ内容について理解できたかなというふうに思います。

司会者：どうもありがとうございます。3番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 3：映像証拠が幾つか出たんですけども、それは非常に分かりやすかったです。現実味がありました。犯行現場付近のお宅の防犯カメラの映像と、通りかかった宅配便業者のトラックのドライブレコーダーは分かりやすかったです。もうちょっとアップにすればもっとわかるのになと思ったのと、何回も繰り返して見たので、もうちょっと鮮明な画像だったらもっとよかったなと、もうない物ねだりですけど思いました。

これがあったらよかったなと思うのが、凶器になった小刀の現物をちょっと触ってみたいなと思いました。被害者側が防御と攻撃のために使ったプラスチックコンテナについて、重さが2キロ弱と書いてあって、片手か両手で反撃したそうですが、2キロの物を片手で、大柄な方でしたけど、どれぐらい攻撃力があるものなのかは、実物を持ってみないと分からないと思いました。

証人については冒頭陳述のときのメモで、登場人物が多く人間関係がわかりづらいついて書いてあって、ほぼ全員登場されたんですけど、表現悪いですが、どの方もちょっと信用できないなと思いました。人間関係もよくわからないし、うさん

くさいし、何をどこまで信用していいのかが、数が多かったからなのか、何かを隠しているからなのか、信用できない人ばかりの信用できない話ばかり聞いていた印象があります。

司会者：それでもやっぱり直接法廷に来てくれたほうがよかったですでしょうか。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：その前におっしゃられた凶器の関係なんですけど、凶器の問題は非常に難しい問題があって、特に血のついた本物の犯行に使った凶器ですと、余りにも生々しく刺激的過ぎて、そういう証拠を見たくない、触れたくないという方もいる反面、今おっしゃった重さとか使い方で、その場にないとなかなか議論しづらいという問題があります。何かその点について、御意見があればお願いできますか。

裁判員経験者3：亡くなった被害者が着ていた衣服は白黒加工されていまして、それほど刺激はなかったです。血のついた小刀が出てきたら、ショックを受けるかどうかちょっと見てみないと分からないです。

司会者：どうもありがとうございます。また元に戻らせていただいて、御意見いただけたらと思っておりますがどうでしょうか。

裁判員経験者6：私が担当させていただいた案件では、そんなに証拠の数も多くな
く、証人も2、3人ぐらいでした。それほど多いとは思わなくて、証拠について
も、裁判員の方々が判断しやすいように、ある程度ふだんの裁判よりもあえて少
なくしているのか必要最低限の情報をいただいているなという印象がありました。
その証拠の画像とかについてもカラーではなく白黒で、逆に先入観が入りづらい
ようなフラットに判断できそうな出し方をさせていただけたかなと思っております。私
自身は審理を進める上では、すごいスムーズに判断できたかなと思っております。

司会者：ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょう。検察官、弁護士から
も、この機会におっしゃっていただければと思います。

検察官：証人につきましては、話してもらったほうが分かりやすいということはわかってるんですが、やっぱり被害者の方とか遺族の方の気持ちを考えると、なかなか連れてくるのが酷な場合もあるので、御不満やよく分からなかったとかいうこともあるのかなとちょっと心苦しく思っていました。

あともう一つは、小刀とかコンテナとか実物を見たいというお話というのはとても興味深く伺いまして、血がついてたりするのでショックと思われる方というのは一定数いらっしゃると思うんですね。ごく普通の包丁とかであればそれなりに分かるかなと思って出さないという選択をすることがかなり多いんですけれども、先ほどおっしゃってたコンテナのようななかなかイメージのつかないものについては積極的に出していくほうがいいのかなどというふうにも今すごく勉強になりました。ありがとうございました。

司会者：弁護士会からは何かございますか。

弁護士：個別のお尋ねになって恐縮なんですけど、4番の方が担当された事件は証人の数が20人以上と非常に多くて、しかも非常に重要な証人がビデオリンクという特殊な手続で取り調べをされたと伺っております。お伺いしたいのは、まずその証人の数が多過ぎて混乱がなかったのかどうか。もう一点は、その重要な証人について、ビデオリンクとあって、別室からの映像だけでご覧になっていたという状況が、通常の証人の尋問と比べて分かりにくいということはなかったのかどうか。そのあたりについてお聞かせいただけると幸いです。

裁判員経験者4：まずビデオリンクに関しましては、特にビデオリンクだからちょっと判断できないとかいうようなことはなかったというふうに記憶しております。冒頭にも申し上げたように、本当に証人の数が非常に多く、ドラマをばらばらに見てるみたいな形で、幾つかつなげてみて、こういうつながりだったんだなと分かることがありました。時系列的なところは証人の都合にもよると思いますけれども、こうばらばらのものをつなぎ合わせていくことが結構大変だったかなとい

うふうに記憶しております。

司会者：冒頭陳述などは関係性を理解するのに役に立ちましたか。

裁判員経験者 4：そうですね。やはり資料などを見直しながら系統立てて判断していくというようなところで、やはり冒頭陳述というのは非常に役立った資料になったと思います。

司会者：ありがとうございます。証人の話を聞きながら関係性を理解するので、やっぱりその証人尋問の順番は非常に重要じゃないかという御意見でしたが、さらに何かございますか。

弁護士：4番の方が担当された事件では、そういったところは検察官のほうも十分理解はした上で、その証拠を整理した一覧表というのを恐らく配られたような形になってたと思うんですが、やはりそれでもなかなか場面をつなぎ合わせるのは難しかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね。本当に回を追って、やっそこことこことがつながってくるんだなとかいうような形で、裁判自体に慣れてないということもありますが、そのつながりの理解が、担当させていただいた裁判では非常に難解であったなというふうに感じております。

弁護士：ありがとうございます。

5 分かりやすい手続・審理・評議の在り方<被害者参加>

司会者：では引き続き審理についての御意見、御感想を承りたいと思いますが、被害者参加とって、被害者の方が参加人として法廷に立つものがあります。また御遺族が意見陳述なさることもあって、直接法廷で意見を述べられたり書面の形で意見を述べられたりすることがあります。また遺族側、被害者側の方が、被告人側の証人に質問をすることもあります。それらを経験なさった方もいらっしゃるはずですが、どのような印象、御感想をもたれましたか。

裁判員経験者 3：裁判員裁判に最もネガティブな要因がそこにありました。御遺族

の被害者のお父さんが証人として呼ばれたんですよね。亡くなられた被害者、証人として法廷に出られたお父さんを、自分の息子、自分と重ね合わせて、心が多分かなり揺さぶられた。それでかなりつらくなった。裁判の前半部分でもうちょっと疲れて、ようやく折り返しというメモが残ってるんですけど、お父さんが顔をしかめてはるとかノンバーバルな情報からもすこし拾ってしまいました。

検察側の端に座ってるお父さんが見えて、証人の話を聞くたびに痛めつけられている。こちらも心が痛む。亡くなったのは暴力団関係者なので仕方ないみたいな言い方をされて、2回も3回も殺されている、被害を受けてるようなことでさらにつらくなった。そのような記憶があって、ああこれはちょっとしんどくなってきたなというのがネガティブな一番の要因です。ちょっと私には荷が重過ぎたと感じました。

司会者：非常に貴重な御意見、本当にありがとうございました。その上でどうしたらよいのかを考えなくてはいけないんだろうなということで、その宿題をいただいたような気持ちになっています。

ほかの方も経験があると思うんですけど、7番の方、お願いしてもよろしいですか。

裁判員経験者7：こちらも見えてつらいし、来ていただくのにすごい勇気がいったのかなとかいろいろ考えたりはしました。

司会者：先ほど3番の方がおっしゃったことと共通してますが、やはり感情的にどう受けとめてよいのかが整理がつかない、心の負担というかストレスであったと今受けとめて聞かせていただきました。

ほかの方でそういった被害者側、御遺族側の活動の事件の経験で、その御感想なりお考えを聞かせていただきたいと思います。

裁判員経験者6：7番の方と恐らくほぼ同意見になるかと思いますが、実際その被害者の方が法廷で述べられてるんですけども、被告人が被害者の御家族の方な

ので、その家族間同士の複雑な感情みたいなのが結構フワッとこう述べられてるんですね。確かにその家族に家族を奪われるとか、そういうものすごくつらいことなので、聞いているこちら側もまあまあ確かにつらい気持ちにはなるんですけども、それがストレスになるというわけではないんですけども、時には感情的に意見を述べられる中で、どこまでその判決の結論に盛り込むというか判断をしていいのかというのが難しかったなという感想です。果たしてこの結論でいいのだろうか、そこは今でもちょっとやっぱり悩みます。答えは出ないんでしょうけど、難しい判断を迫られてるなと思いました。

司会者：どうもありがとうございます。弁護士や検察官から何か補充されるものがございますか。

検察官：先ほど3番の方からネガティブに感じたというお話がありました。そのネガティブという意味はどういう意味なのかいろいろ考えていました。今皆さんのお話を聞いていると、自分の冷静な判断ができるかどうかとか、実際にどこまで影響させたらいいのかとか、あと心の御負担になってらっしゃるのに、何か私たちができることがあるのかとかいろいろな問題があると思ったんですが、そのネガティブの意味を教えていただければと思います。

司会者：お伺いしてもよろしいですか。

裁判員経験者3：荷が重かったに集約されるんですけど、何日目かに、夜中に目が覚めて、当時裁判員制度10周年を記念してテレビ番組で特集を組まれていたビデオを夜中の2時半に見ました。余計寝られなくなって、翌朝早目に評議室に入ってメンタルヘルスサポート窓口に電話をかけました。裁判も折り返しの手前だけどつらい気持ちが出始めているのですが、一般的に裁判員裁判のプロセスとして私のような状態はありがちなのでしょうかと聞いたら、こちらは心の相談なので分かりかねますと言われて、ええってなって、御所も近いので気晴らしに散歩へ行ってきますとって電話を切りました。予算もあんまり取られてないよう

なことを概算要求で見たので、サポートはそれほど充実してないのかなと思いました。それからは、気持ちを整理するために毎日裁判所入る前に、西国19番の寺に行って毎日お経をあげてました。今日も久しぶりにここ来る前に30分ほどお勤めしてから入らせてもらいましたけれど、若干それで日々の評議に入るのに支障がないところまで戻して評議に参加していましたが、最後までしんどかったです。最後の日はようやく解放されて解放感でいっぱいというようなメモが残ってますけれど、ちょっと荷が重くて、心の負担が大きかったです。それは裁判の質にもよるのですが、余りにも自分と似通った被害者の心情に心が揺さぶられてしんどかったです。

司会者：ありがとうございます。

6 分かりやすい手続・審理・評議の在り方<法曹の説明の仕方>

司会者：次の質問は弁護人の弁護活動や法廷での態度について、どのような印象を持たれましたか。具体的に問題点や改善点があれば教えてくださいというものです。もちろん弁護人だけではなくて検察官や裁判官も含めてお気づきの点があればぜひお願いします。

裁判員経験者5：弁護士の方が説明に使われてた資料はパワーポイントを使って作成されていて、すごく見やすかったなというのが印象です。多分そんなに文字をたくさん書いてなくて伝えたいことをステイブジョブズみたいな感じにされてるのかなと思いました。逆に検察官の方は情報を詰め込まれてたので、すごく文字が多い印象だったかなと感じました。どちらかという、事件の経緯をしっかりと説明するのは検察官のお仕事なのでそうならざるを得ないというのは分かりますし、逆に弁護士は被告人の心情とかを説明するので、どちらかという、分かりやすいワードで御説明されることになるので、仕方ないのかなというふうには思ったんですけれども、すごく弁護士の方は慣れてらっしゃるなというふうなところは思いました。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：判決の主文を裁判長が述べられたときに、主任弁護人が納得いかないというような動作をされたのを思い出しました。正当防衛で無罪を主張されてたので当然と言えば当然なんですけど、こちらは話して話して詰めて詰めて出した結論なのに、やめてもらいたかったなと思いました。

司会者：ほかの方もぜひお願いいたします。

裁判員経験者 7：検察官はいろいろお立場があるかと思うんですけど、被告人の裁判自体が何か刑のような、質問攻めにされて答えたら次こっちの質問と、矛盾したこともそうじゃないことも言うてしまうんじゃないかなってというような印象を私は見てて思ったし、総合的に何か、あの場所が償いの場や刑なのではないかと感じました。

司会者：言いづらかったことも含めておっしゃっていただいたことに感謝いたします。ほかの方で、気がついた点があればお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：素人が参加しているということで、言葉的にはかなりかみ砕いて分かりやすく話していただいていたとは思いますが、一部取りとめなさがあったといたしますか、ずるずると言いますか、ちょっと分かりづらいというところもあつたりとかしたので、普通程度の話でいいのかなということを感じました。でもその中で、量刑グラフですかね。それとそれから検察側から出てくる求刑と弁護側から出てくる求刑と、それらを見比べてみたときに、かなりの差があつたので、弁護側と検察側ではほぼ2割ぐらいとか、控えたとしても常識程度かなというのが期待してたんですけども、かなりの開きがあつたので、その辺ではどうというような判断をされているのかなというのがちょっと疑問に思いました。

7 分かりやすい手続・審理・評議の在り方<法律概念・法律用語>

司会者：次の質問に移りますが、難解な法律概念や法律用語については裁判官が説

明をすることになっていますが、そういった説明は分かりやすかったでしょうか。また、検察官や弁護士もそれぞれの意見の中で法律用語に触れることがあったと思います。何か気がついた点があればお願いしたいです。

裁判員経験者 5 : 1 番の方と同じ事件でしたが、判決が出る直前に被告人が示談金を突然支払われたということになって、そのときに検察官も弁護士も慌てふためている感じで、これは何が起こっているかわからない状況がありました。後で裁判長から御説明いただいたら、あなるほどなというふうには思ったんですけども、あの場では、何が起こっているのか全く理解に苦しんだというのが率直な意見です。

司会者 : ありがとうございます。少し不安に思われたように、どうしたらよいのかわからなくなってしまいますよね。

裁判官 : 本当はきちんと説明すべきでしたが、いろいろあったので、そのまま終わってしまって後で反省させていただきました。もう少し分かりやすく、起こっている出来事の意味を説明すればよかったと思っています。

司会者 : ほかの方からもぜひ何か、わかりにくかったものがあればお願いします。

裁判員経験者 7 : 僕は結構、分からないことはお尋ねさせていただいたので、解説していただいたので、非常に分かりやすく勉強になりました。

一つだけ整理しにくかったのが、有罪か無罪かは証拠で判断しますという前提があって、証拠か証拠ではないかいうことをまず考えないといけないということでした。証拠はよくわかったんですけど、その後審理や評議をする中で、被害者家族の話のように証拠か証拠ではないのか整理が難しいまま進んでいました。法律用語の説明はもちろんありますが、その土台というか方針のような大前提の説明があるとよかったと思ったりしました。

司会者 : おっしゃるとおり被害者や御遺族の意見陳述は証拠ではなくて、あくまで感情ですというのは、きちんと整理しながら進むべきだと思いますので、今の御

指摘を受けて、検察官や弁護士にも配慮していただいて説明をしながらお願いしたいと思います。ほかの方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：これも当時のメモからですけれども、正当防衛が争われて急迫性の有無で延々議論をしましたが禅問答のようで少し頭が混乱すると残っていません、怒りすら感じると書いてあります。最後には落としどころを見つけたという結論だろうと思うんですけど、その部分は記憶の中から欠落していて、メモで怒りを感じたというところだけが残ってます。

司会者：1、2を争う難しい法律用語が正当防衛の急迫性だと思っています。今の御意見もきちんと真摯に受けとめて、どうしたら評議しやすくできるのか。評議しやすくするためには、審理の段階から証拠を理解する必要があります。その点をどうしたらいいのか、また考えていきたいと思います。ありがとうございます。

8 分かりやすい手続・審理・評議の在り方<冒頭陳述・論告弁論>

司会者：冒頭陳述や論告弁論については、分かりやすかったですでしょうか。またその書面は使いやすかったですか。もし何か御感想がありましたらお願いします。

裁判員経験者 4：やはり非常に証人の数も多く、先ほども申しましたように時系列とかが必ずしも順番どおりに証人が出ていらっしゃるわけではありませんでしたので、何が争点になっているのか、何がポイントになっているのかなということ把握する上で、冒頭陳述というレジюме等をいただいたことは非常に大きな参考になったと思います。

司会者：ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者 7：すごく工夫して努力されてつくられてるなという感想で、まず最初に始まりから終わりまでの全体像がイメージできて分かりやすかったです。裁判員裁判のためにしっかり準備されてるなという、そういう気持ちが伝わってきたというところですごくよかったと思っています。

司会者：先ほど、5番の方は検察官の書面が詰め込み過ぎではないかという話があ

りました。改めて何かございますか。

裁判員経験者 5：冒頭陳述の書類というのは事実しか書かれてないというか、起こったことを書かれていました。担当した事件では被告人がやったことを認めていたので、量刑をどうするかという話になっていましたので、どちらかというと感じ的な話がすごく後から多かったです。なので冒頭陳述の書類がこれは何だったんだろうと思うような形で、結局後々のお話を聞いていかないと分からなかったなと思いました。こういう事件だったというのは分かったんですけども、なので、この方はこういうバックグラウンドがあって、こういう方で、なのでこの刑ですみたいな感じが結局やっぱりお話を聞いていかないと分からなかったので、弁護士の方のもほとんどそんな感じだったというふうに聞きますので、多分事件によって違うんだとは思いますが、もう被告人が認めているという状況なので、そういうふうな内容になってたんだなというふうには思うんですけども、そういうふうに感じました。

9 分かりやすい手続・審理・評議の在り方<評議>

司会者：最後の質問ですが、評議はいかがでしたか。忌憚なく裁判員として御自身の御意見を存分に述べることができましたか。

裁判員経験者 7：私自身は全く問題なくお話しました。ちょっとずれてるかなとか、そういうのも含めて、しっかり聞いていただきました。裁判長がそれも一つの意見ですよねというお答えをよくされていて、それが印象的で、何か受け取ってもらえたと感じました。結論はいろいろあると思うし、議論はいろいろあると思うんですけど、そういう受け取ってもらえたなという、そういう気持ちで、またじゃあ自分はこう思うということは伝えられるという、その循環があったかなというふうに思っております。

司会者：6番の方、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者 6：私も自分の意見はすごく言いやすかったです。自分の述べた意見

もそうですし、ほかの方が述べられた意見もそうなんですけれども、裁判官がその意図を確認しながら進めていただけたので、自分以外の方が話してる意見についても、結構頭に入りやすかったといえますか、それをもとに自分の意見もさらに発展させてこう述べることができたというところで、裁判官の方の進め方というのはすごくよかったなと思います。

司会者：5番の方、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者5：私も同じく裁判官の方の進め方と言いますか、適宜御説明いただいてそれで進める形で、すごく納得しながら進められたかなというふうに思いますし、意見を言いやすい状況だったかなというふうには思います。いい経験させていただけたかなというふうに思っております。

司会者：4番の方、お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者4：お忙しいと思うのに、昼食の時間に裁判官に同席していただいて、ふだんから雑談していただいて、非常に評議の中でも意見が言いやすい雰囲気をおつくりいただいて、私なんかずれたことを言ったんじゃないかなというふうと思うんですけども、しっかり聞いていただいて、本当に発言しやすい場であったというふうに思います。

司会者：では、3番の方お願いしてよろしいですか。

裁判員経験者3：十分発言できたと思っております。言いやすい雰囲気を裁判長、裁判官の皆さんがつくってくださったと思っております。

司会者：2番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者2：皆さんと同様の意見です。裁判長が寄り添ってお話いただけたので、本当によく理解できて自分の意見をしっかり言えました。

司会者：1番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者1：多分この法曹界というのが一般市民にとって敷居が高いところで、裁判所に来ること自体も敷居が高いと思います。今回柴山裁判長と一緒にだったん

ですけれども、非常に温かくて分かりやすくかみ砕いてお話をしてくださいまして、いろいろ皆さんの意見を聞いてくださいましたので、非常に温かい雰囲気の中で、この事件について扱うことができたのかなという印象を持っております。

10 質疑応答

司会者：記者クラブの皆さんからの質問があれば承ろうと思っておりましたが、お願いしてもよろしいですか。

記者：京都司法記者クラブの幹事社を代表して2問質問させていただきたいと思えます。

先ほどの議論と事前に用意していた質問がかぶってしまうことがあるんですが、裁判员裁判と同時に導入された被害者参加制度では、被害者遺族の方が証言であったり意見を陳述する場面があると思います。その中では非常に峻烈な処罰感情をあらわにする場面なども散見されると思います。また先ほどいわゆる刺激証拠という部分の扱いについては議論がありましたけど、その証拠を見て心理的なショックがあるかもしれません。また被告人の主張と検察側の主張が真っ向から食い違って意見がぶつかり合うという場面もあると思います。そういった中で審理を通じて心理的に負担に感じた部分、それは裁判後、今も続いていることでも結構ですので、何かあれば教えてください。

司会者：いかがでしょうか。

裁判员経験者3：いやもうさっきお話ししたとおりで、それに付け加えること特にないですね。

司会者：7番の方もおっしゃっていただいたかと思うのですが、加えることはございませんか。

裁判员経験者7：一度、裁判長の夢を見ましたが、それは別に心理的負担ではなかったです。自分自身が裁判员を体験してどうだったかということは、むしろプラスのほうがすごく大きくて、こういう場に出させていただくということもそうで

すし、立場を越えて話を聞いていただいたということもすごく自分にとってはプラスのほうが大きいかなというふうに思います。

司会者：2問目のほうをお願いします。

記者：これは裁判員裁判の制度全体に対する質問なんですが、制度が導入されて今年で11年目、去年丸10年を迎えました。より市民の方が参加しやすい制度にするためには、どのような制度にしていくべきでしょうか。経験者の皆さんの立場から何か御助言があれば教えてください。

裁判員経験者3：裁判員制度はなくしたほうがいいというのが今の立場です。とはいえ、制度が続く限りもう一遍やるかと言われたらやりますという、ちょっとアンビバレントな気持ちです。続くならどうしたら参加しやすいとか負担が少ないかについてはちょっとまだ考えてないですね。

司会者：ほかの方は何か御提言ございますか。

裁判員経験者5：裁判員に選ばれたことで、会社の人からどうだったと聞かれることがあります。こういう感じでしたと話すと、皆さん、すごく興味を持っていただきました。もしかしたら自分が選ばれるかもしれないとは思っていても、選ばれた人って実際身近にいないくて、どんなものか分からないから、私が実際に選ばれて裁判に参加したとなると、皆さん親近感がわいて聞いていただけるのかなと感じました。

あとは、こういう経験をした私たちが、伝えていくことも重要なのかなと思うのですけれども、そうは言いつつも守秘義務があって、どこからどこまで言ってよいか分からなくて、そこがすごくもどかしいなと思います。でも皆さんと話をすると一度は経験してみたいと言っていたので、私も経験してみてもすごく勉強になったというか、ああこういうことやったら大変なことになるとか、裁判がこういうふうな流れになるんだとかというのが分かったので、すごくいい経験でしたし、それをSNSには書けないですけど、自分の知る身近な方には伝えてい

きたいなと思っている次第です。

司会者：2番の方，どうぞお願いします。

裁判員経験者2：同じような意見なんですけど，私ももともと裁判員裁判として参加する前の裁判に対する評価というのは，何を基準に判決をしているのかなというのを思っていました。しかし今回参加させていただいてすごく公平に公正に裁判をされていると思いました。

司会者：ほかに質問ございませんか。

記者：第一審で裁判員の方々が悩み抜いて出された結論が，控訴審で破棄されるという事例が全国で何件か出ていて，それも結構ニュースになっていたりするんですけども，皆さんは御想像で構わないんですけど，もし御自身が参加された裁判で，そういう控訴審で破棄されるということがあったら，どのように感じられるかなというところを，想像で構わないので教えていただきたいなと思います。

司会者：どなたかお答えしていただける方いらしたらお願いいたします。

裁判員経験者6：実際にそういう立場になったらということなんですけれども，それ自体は制度としてそういうものなのかなというところで私自身は特に思うところはなく，受け入れることはできるんですけども，一番大事かなと思うのは，第一審と第二審で変わった経緯であったり，その中身がどれだけ一般の方や裁判員を担当された方に伝わってるかが大事かなと思います。三審制というのは司法の中ですごい大切に大事なことだと思いますし，そこを裁判員が担当した裁判なんだからと言い切ってしまうのは，個人的にはどうかなという気持ちです。だからこそ，判決が変わった経緯や考え方，中身をもっと広く伝えていくことが大事なのではないかなと思います。

司会者：ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者3：その控訴審の情報は欲しいなと思っています。自分の担当した裁判がその後どうなったのかは，控訴しましたというところまで新聞に載るんです

けど、それ以降が全然分からないので知りたいなと思います。

6番の方がおっしゃったように三審制なので、裁判官がやられる裁判と裁判員がやる裁判でひっくり返る率はどれだけか分からないですけど、ひっくり返ることというのはあって、普通で、悪いことであつたり、あつてはならないこととまでは思わないですね。

11 閉会の挨拶

司会者：本当にお忙しい中ありがとうございます。厳しい御意見やどうしたらよいのか考える御意見をたくさんいただきました。本当に御礼申し上げます。今後ともまた御協力をお願いしたいと思います。今日はありがとうございました。